

災害時等における宿泊施設の提供に関する協定

石垣市（以下「甲」という。）と一般社団法人石垣市観光交流協会（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受ける災害や同法が適応しない自然災害や船舶・航空事故、テロ等で多数の避難者が発生する観光危機（以下「災害等」という。）において、甲の要請により乙会員が営む旅館・ホテル等（以下「乙会員宿泊施設」という。）を避難所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害等において、避難所として乙会員宿泊施設を活用するにあたり、甲から乙に協力を要請する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害等において乙会員宿泊施設を避難所として利用する必要があると認めた場合、乙に対し宿泊施設の提供について協力を要請できるものとする。

2 前項による要請は、協力要請書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話、ファクシミリ、その他電磁的方法により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力の承諾等）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、協力可能な範囲においてこれに応じるものとする。

2 乙は、前条第 1 項の規定による要請に応じる場合は、速やかに乙会員宿泊施設に照会を行うものとする。

3 乙会員宿泊施設は、乙の照会を受け協力可能な場合は、甲に協力要請受入報告書（様式第 2 号）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話、ファクシミリ、その他電磁的方法により報告するものとする。

4 甲は、前項の報告を受け、宿泊施設の選定をした場合は、乙会員宿泊施設関係者と甲が必要と認める専門家等と宿泊施設の利用可能状況の確認を行う。

5 甲は、前項の確認が完了次第、乙会員宿泊施設と個別の取決めを行うと共に受入依頼書兼避難者名簿（様式第 3 号）により依頼を行うものとする。

（受入期間）

第 4 条 避難者の受入期間は、原則避難者を受け入れたときから避難者の帰宅先や応急仮設住宅等が整備され、宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

2 前項の期間については、甲と各乙会員宿泊施設との個別の取決めで定めるものとする。

（費用負担）

第 5 条 宿泊施設の提供に要する費用については、甲が負担する。

2 前項の規定により負担する費用の額、支払方法及び対象となる期間は、甲と各乙会員宿泊施設との個別の取決めで定めるものとする。

（取消料等）

第 6 条 乙会員宿泊施設は、甲からの利用申込後に、その変更又は取消しが発生した場合であっても、甲に対して取消料等の損害賠償の請求は行わないものとする。ただし、特段の事情がある場合には、甲と各乙会員宿泊施設との協議の上、決定するものとする。

（移送）

第 7 条 避難者を宿泊施設に移送する必要がある場合、甲がこれを行う。ただし、乙会員宿泊施設は可能

な範囲において移送に協力するものとする。

2 前項の移送に要する費用は、甲が負担する。

（実績報告及び費用の請求）

第 8 条 乙会員宿泊施設は、宿泊施設の提供が終了したときは、個別の取決めに基づき甲に対し実績報告書兼請求書（第 4 号様式）により実績報告及び費用の請求を行うものとする。

（経費の支払い）

第 9 条 甲は、前条の規定により費用の請求があった場合は、請求書を収受次第可能な限り速やかに支払うものとする。

（秘密の確保）

第 10 条 乙及び乙会員宿泊施設は、この協定に基づく業務にて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（災害救助法が適用されない災害等への準用）

第 11 条 災害救助法が適用されない自然災害や船舶事故、航空機事故、テロ等で宿泊施設の提供が必要な場合において、第 2 条を準用する。

2 前項の要請による費用は、利用者負担とし費用の額及び支払い方法は、各乙会員宿泊施設の定めによるものとする。

3 前項の適用が困難な際は、甲乙及び乙会員宿泊施設との協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する 1 か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降もまた同様とする。

（他の協定との関係）

第 13 条 この協定は、甲乙が別に締結し又は既に締結している協定を妨げるものではない。

（協議）

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義や変更の必要性が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙、署名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 5 年 3 月 28 日

甲 沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

石垣市長 中山 義隆

乙 沖縄県石垣市浜崎町 1-1-4 石垣市商工会館 1 F
一般社団法人 石垣市観光交流協会

副会長 高橋 秀明